

## 印刷製本請負契約書（案）

- 1 件 名 「土砂災害防止法」パンフレット
- 2 納入場所 三重県庁5階 三重県 県土整備部 防災砂防課
- 3 納入期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 契約金額 ￥〇〇〇, 〇〇〇  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇, 〇〇〇
- 5 契約保証金 ￥〇〇〇, 〇〇〇（又は 免除）

発注者「三重県」（以下「甲」という。）と、受託者「〇〇〇〇〇〇」（以下「乙」という。）との間において、上記印刷製本請負契約について契約を締結し、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号 以下「会計規則」という。）及び次の条項によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 住 所 三重県津市広明町13番地  
氏 名 三重県  
三重県知事 鈴木 英敬

(乙) 住 所 三重県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇〇

(総則)

- 第 1 条 乙は、甲の示す仕様書、見本等（以下「仕様書等という。」）に基づき、表記の契約金額をもって、表記の印刷製本（以下「印刷等」という。）を行い、表記の納入期限に、表記の納入場所において甲に納入しなければならない。
- 2 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、印刷等を行ううえにおいて当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で行うものとする。
  - 3 仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める。
  - 4 本契約、仕様書等にいう成果品等の所有権及び著作権等は、すべて甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 2 条 乙は、この契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。
- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は会計規則第 32 条に基づき、支出命令権者が会計管理者又は出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

- 第 3 条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(下請負等の禁止)

- 第 4 条 乙は、この契約について印刷等を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ下請負の相手方の住所、氏名、下請負を行う業務の範囲、下請負の必要性及び下請負の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。下請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

(原稿の交付等)

- 第 5 条 甲は、原稿及び見本（以下「原稿等」という。）を契約確定後直ちに乙に交付するものとする。ただし、仕様書等において交付する時期を別に定めたときは、この限りではない。
- 2 乙は、甲から交付された原稿等について、滅失及びき損等の事故を生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
  - 3 乙は、甲から交付された原稿等を、成果品の納入と同時に返還しなければならない。

(特許権等の使用)

- 第 6 条 この契約の履行に特許権その他、第三者の権利の対象となっている物件又は製作

方法を使用するときは、乙は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(材料の品質)

第 7 条 印刷等の製作に使用する材料について、品質及び銘柄等が仕様書に明示されていない場合には、極めて良質な材料を用いるものとする。

(納品)

第 8 条 乙は、成果品を納入するときは、あらかじめ指定された期限に従い分割して納入する場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(契約内容の変更等)

第 9 条 甲は、必要がある場合はこの契約を変更し、業務を一時中止し、若しくは契約期間を変更することができる。この場合において、契約金額、契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約期間の延長)

第 10 条 乙は、乙の責に帰することができない理由により納入期限までに成果品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して契約期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定める。

(危険負担)

第 11 条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他成果品の納入に当たり生じた損害(天災その他の不可抗力による損害は除く。)については、乙がその費用を負担する。

(納入の通知等)

第 12 条 乙は、成果品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 乙は、成果品を納入するときは、当該成果品に納品書を添えなければならない。

(検査及び引渡し)

第 13 条 甲は、乙から前条第 1 項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に乙の立ち会いのもと当該成果品の検査を行うものとする。

2 乙が前項の検査に立会わないときは、甲は検査を行い、当該検査の結果を乙に通知するものとする。このとき、乙は、甲の検査の結果について異議を申し立てることはできない。

3 第 1 項の規定に基づく検査の結果、成果品について修正を要する場合は、乙は速やかに所要の修正を行い、再度甲の検査を受けるものとする。乙は、この再検査を理由に契約金額の増額等を甲に求めることはできない。

- 4 検査に合格した場合、乙はすみやかに甲にその成果品を引渡さなければならない。
- 5 前項の規定に基づく成果品の引き渡し完了をもって、成果品の所有権は、乙から甲に移転するものとする。
- 6 成果品の納入及び検査に要する費用は、特別の定めをした場合を除き乙の負担とする。

(契約代金の支払)

第 14 条 乙は、成果品を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき理由により前条第 1 項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 甲がその責に帰すべき理由により第 2 項の支払期限までに業務委託料を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(瑕疵担保責任)

第 15 条 甲は、成果品の提出を受けた後に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めて、目的物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、第 13 条第 4 項の規定による成果品の引渡しを受けた日から 1 年以内にななければならない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 16 条 乙がその責に帰すべき理由により、納入期限内に契約を履行することができない場合は、遅延日数に応じ未履行部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定される政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を違約金として支払うものとする。

- 2 前項の規定及び第 13 条第 3 項の規定による成果品の修正後の納入において契約期間を経過した場合の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しないものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 17 条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、第 19 条及び第 20 条に規定

する契約解除をするか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（不当介入に対する措置）

第18条 乙は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
  - (3) 甲に報告すること。
  - (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。
- 2 乙が、前項の第2号又は第3号の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) その責に帰すべき理由により、印刷製本業務の履行ができないと明らかに認められるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (3) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
  - (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
  - (5) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により契約を解除した場合において、既納成果品があるときは、甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該成果品の契約代金相当額を乙に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 19 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）にあつては 10 分の 3 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第 1 項の規定により契約が解除された場合
  - (2) 乙がこの契約の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき理由によって乙の契約の履行が不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法

律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第 20 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。

(2) 甲の責に帰すべき理由により、乙がこの契約を履行できないとき。

2 第 19 条第 3 項の規定は、前項第 1 号の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第 1 項第 2 号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第 21 条 契約が解除された場合においては、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定による原稿等があるときは、これを甲に返還しなければならない。

3 前項の場合において当該原稿等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 第 19 条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第 19 条の 2 第 1 項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

(債権債務の相殺)

第 23 条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、契約代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(紛争の解決)

第 24 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(障がいを理由とする差別の解消の推進)

第 26 条 乙は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(補則)

第 27 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。